

## 香取市特定福祉用具購入費申請に関するQ&A

No.	項目	質問	回答	参考省令等	更新日
1	全般	事業者指定を受けていない販売店やインターネット販売で福祉用具を購入した場合、支給の対象となるか。	福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて購入しなければならないため、左記の方法で購入した福祉用具は支給対象となりません。		
2	全般	指定事業者はどこで確認することができるのか。	介護サービス情報公表システムで検索できます。 <a href="https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp">https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp</a>		
3	全般	支給対象用具を知りたい。	福祉用具購入は介護保険の対象と認められた下記の6種目です。 腰掛便座・入浴補助用具・簡易浴槽・自動排泄処理装置の交換可能部品・移動用リフトのつり具の部分・排泄予測支援機器です。 なお、原則として公益財団法人テクノエイド協会のホームページで区分が「販売」となっている福祉用具が支給対象となります。		
4	全般	申請に必要な書類を知りたい。	別紙「介護保険 特定福祉用具購入費申請を利用される方へ」をご確認ください。		
5	全般	いくらまで支給されるのか。	購入費(同一年度上限額10万円)の9割、8割又は7割です。 (自己負担割合は領収日時点のものを適用します。)		
6	全般	申請書類の提出期限はいつか。	領収日翌日から2年以内に提出してください。なお、毎月10日までに提出されたものを翌月末に振り込みます。ただし、申請月と購入月が同月の場合は翌々月の振り込みになります。 また、要介護認定申請中等の方は給付が遅れることがあります。		令和5年10月5日

## 香取市特定福祉用具購入費申請に関するQ&A

No.	項目	質問	回答	参考省令等	更新日
7	全般	商品引き渡し日と領収日が異なっている。申請書に記載する購入日はどちらの日付を記載すればよいか。	領収日の日付を記載してください。		
8	全般	領収書は写しでもよいか。	申請時にその場で領収書の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えありません。	厚生労働省 介護サービス 関係Q&A集	
9	全般	領収書の氏名について、実際に購入代金を支払うのが家族・親族である場合には、その氏名の領収書でよいか。	領収書の宛名は、被保険者本人の氏名にしてください。		
10	全般	要介護認定申請中に購入した福祉用具は給付対象になるか。	対象となります。認定結果が出た後に支給申請してください。ただし、認定結果が非該当の場合は支給対象となりませんのでご注意ください。(全額自己負担となります。)		
11	全般	入院(所)中しているが、退院(所)に向けて福祉用具購入をした場合、支給対象となるか。	入院(所)中に福祉用具を購入しても差し支えありませんが、購入前に市に相談してください。また、支給申請は退院(所)後にしてください。なお、在宅生活にならなかった場合は申請できません。(全額自己負担となります。)		
12	全般	福祉用具を購入し自宅で使用后、支給申請前に入院してしまったが給付対象になるか。	使用実績があれば対象となります。		

## 香取市特定福祉用具購入費申請に関するQ&A

No.	項目	質問	回答	参考省令等	更新日
13	全般	福祉用具を購入した後死亡し、代金の支払いが死亡後になった場合、給付の対象となるか。	代金の支払日が死亡後だと本人の被保険者資格がなくなり、本人が購入したことにならないため、保険給付の請求はできません。		
14	全般	有料老人ホームの入所者で特定施設入居者生活介護を算定している要介護被保険者について、専用の居室に置いてのみ使用する場合、支給の対象となるか。	支給の対象となりません。 (介護予防)特定施設入居者生活介護または(介護予防)認知症対応型共同生活介護もしくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間については、その他の指定居宅サービス・介護予防サービスまたは指定地域密着型(介護予防)サービスにかかる介護給付費((介護予防)居宅療養管理指導費を除く)は算定しないものとされるためです。		
15	全般	福祉用具購入費の支給について、下記のような限度額管理はいずれの年度において行われるか。 ①平成12年に福祉用具の引き渡しを受け、平成13年度に代金を支払い保険給付を請求したケース。 ②平成12年度に福祉用具の引き渡しを受け代金も支払ったが、保険給付の請求は平成13年度に行ったケース。	介護保険法第44条において、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入した日(代金を完済した日：実務的には領収証記載の日付)の属する年度において支給限度額を管理することとされています。 したがってケース①は平成13年度において、ケース②は平成12年度において、それぞれ限度額管理が行われます。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に 係るQ&A	
16	全般	住民票の住所と違う娘宅で生活しており、そこで使用する福祉用具を購入したが、給付対象となるか。	娘の生活の本拠地としてケアプランが立てられており、そこで使用するものであれば対象となります。		
17	全般	自宅と娘宅を行ったり来たりするが、両方の家でそれぞれに福祉用具を購入したが給付対象となるか。	対象となりません。生活の本拠地のみが対象となります。		

## 香取市特定福祉用具購入費申請に関するQ&A

No.	項目	質問	回答	参考省令等	更新日
18	全般	介護保険適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象になるか。	福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、部品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、部品交換が必要と認められれば介護保険の適用対象となります。購入前に市へ事前相談をしてください。	12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A	
19	全般	過去に購入した福祉用具が経年劣化により買い替えを希望している。再度購入したいが対象となるか。	破損又は身体状況の変化による理由ではないため、支給対象となりません。本市では、経年劣化・汚損による同一種目の購入は認めていません。		
20	全般	購入した福祉用具が破損したため再度購入したいが給付対象となるか。	通常の利用により破損した場合は、同一種目の購入でも対象となります。また、介護の必要な状態が著しく悪化したことにより、その用具では用を足さなくなった場合も対象となりますのでどちらの場合もあらかじめご相談下さい。		
21	全般	転居により環境が変わり、今まで使っていた福祉用具では対応できなくなった。同一品目を再購入することは可能か。	転居等で居住環境の変化に伴い、用具のサイズに支障が生じ、その用具を使用できなくなった場合においては、同一品目の再購入することは可能です。その場合、購入前に市へ事前相談をしてください。		
22	全般	すでに購入した福祉用具の破損(一部破損を含む)を理由とする場合の同一種目の再購入について、どのように手順を踏むべきか。	①必ず購入前に被保険者の身体状況や居住環境等を明確にしたうえで、破損したことがわかる写真を撮り、本市(保険者)へ相談してください。※本市において、同一種目の再購入についての必要性や妥当性等を判断します。 ②部品交換が可能かどうか購入業者やメーカー等に確認してください。部品交換が可能な場合は、部品交換が優先となり、部品代のみが支給対象となり、取り寄せるための送料や取替えに係る人件費は対象となりません。 ※申請時には破損したことがわかる写真と、部品交換が可能かどうかを問い合わせた内容や結果を明記したものを添付することが必要です。	厚生労働省 介護サービス 関係Q&A集	

## 香取市特定福祉用具購入費申請に関するQ&A

No.	項目	質問	回答	参考省令等	更新日
23	腰掛便座	1階と2階の両方のトイレを利用するが、両方のトイレに補高便座を購入することはできるか。	同一種目・品目の福祉用具の複数購入は支給対象となりません。		
24	腰掛便座	昼間はトイレに行けるため補高便座を購入し、夜間は足元が暗く、転倒の危険もあるため、ポータブルトイレを購入することは可能か。	同一種目ですが、用途・目的が異なるため、購入可能です。		
25	腰掛	腰掛便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。	家具調のもの等、金額に関わらず、利用者が選択すれば給付対象として差支えはありませんが、通常の種類とは異なる商品の購入など特別な事情がある場合はその必要性を必ず記載してください。		
26	腰掛便座	ウォシュレット付補高便座は福祉用具の購入対象となるか。	補高便座については、「補高」を目的としている場合に支給対象となります。洗浄機能のみを目的とした場合は支給対象となりません。		
27	自動排泄処理装置	自動排泄処理装置本体は支給対象となるのか。	自動排泄処理装置本体は貸与品のため支給対象となりません。		
28	排泄予測支援機器	おむつの交換の時期を把握するために排泄予測支援機器を購入したいが、支給対象となるのか。	排泄予測支援機器は、トイレでの自立に向けた排泄を促すことを目的としておりますので、おむつの交換時期を把握するための購入は、支給対象外となります。		

## 香取市特定福祉用具購入費申請に関するQ&A

No.	項目	質問	回答	参考省令等	更新日
29	入浴補助用具	加工したすのこを取り付ける場合、加工費や工事費は支給対象となるのか。	支給対象となりません。		
30	入浴補助用具	すのこを洗い場の利用する部分のみに敷く場合も支給対象になるのか。	すのこは一部分に敷くことにより新たな段差が生じないよう、原則として洗い場全体に敷くこととします。ただし、全体に敷くことで不都合が生じる場合にはこの限りではありませんので事前に市へご相談ください。		
31	入浴補助用具	浴槽内いすの取り扱い説明書において、踏み台としての利用が認められているものがあるが、このような場合、段差解消を図ることを目的として使用することは介護保険の給付対象となるか。	支給対象となりません。取り扱い説明書において、踏み台としての利用が認められていても、これは製品の機能の話であり、浴槽内いすを本来の使用方法・目的と異なる段差解消に使用することは介護保険の支給対象外です。		
32	入浴補助用具	段差を解消するため「滑り止めマット」は支給対象になるのか。	段差解消を目的とした場合でも、滑り止めマットはすのこではないため、支給対象となりません。		